

屋内イベント開催時の新型コロナウイルス対策方針

令和3年8月15日
特定非営利活動法人 児童夢基金

1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大が続くなかで、今般の緊急事態宣言以降の対処方針において、感染予防策を講ずることを前提としつつも、文化施設等の活動再開されたのは、新しい芸術活動方法を構築する機会と受け止めたいと思います。しかしながら、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、感染予防に對して最大限の対策を実施することが前提条件として不可欠です。

今回お示しする本書は、国・業界団体の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。開催する活動内容や会場の条件により、すべての項目の実施が出来ない場合はあると考えられますが、基本となる感染予防策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項としていきます。

2 本方針の位置づけ

本方針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示された方針作成の求めに応じ、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日。以下「ガイドライン」と言う。）として、これまでの知見に基づき、劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条に規定する「劇場、音楽堂等」をいう。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものです。

対処方針においては、「施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。」

とされており、今後、各都道府県において施設の使用制限等を検討していくことが見込まれます。また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県については、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることに鑑み、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要があります。

なお、劇場、音楽堂等におけるイベント等の開催について、対処方針においては、「特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、（中略）特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。」こととされ、また、「特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上で比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。」とされていることに十分留意する必要があります。

本書では、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防方針に関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関する（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

劇場、音楽堂等の文化施設を設置する自治体等、及び当該施設及びそこを管理する事業者（以下「会場」という。）、と対処方針の趣旨・内容を十分に協議した上で、方針に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講るべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設や公演の規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むとともに、「子どもの感動体験」を標榜する社会的役割を継続的に果たします。

なお、本書の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、会場の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。

3 感染防止のための基本的な考え方

公演開催時には、会場の特性や公演の規模や態様を十分に踏まえ、会場内及びその周辺地域において、出演者及び公演の開催に携わるスタッフへの新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながら

対策を講じます。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、感染回避に徹底して取り組むこととします。

さらに、劇場、音楽堂等の施設においては、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能のこと、また、公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講じていきます。

4 具体的な対策

（1）リスク評価

ガイドラインでは、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が惹起される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）も必要となります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機 等）には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状況を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人ととの距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの会場の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影

影響について評価します。

（2）施設内の各所における対応策

リスク評価（①②）を踏まえ、当該施設での公演時、以下の措置を講ずるとともに、来場者への周知を図ります。

① 施設内

- 施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとります。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにします（以下、消毒に関する記載において同じ）。

- 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、公演のプログラムと調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行います。
- 手洗い、手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置します。不足が生じないよう定期的な点検を行い、必要であれば、入口数を制限いたします。

② 公演会場入口

- 会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫します。

③ チケット窓口

- 対面で販売、招待状とのチケット交換等を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽します。会場により設置が出来ない場合は、取扱者にフェイスガード、防護服等の措置を行います。

- チケット窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫します。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、事前販売を推奨します。
- 入場時のチケットの半券徴取は行わず、目視での確認を行います。確認者はマスクや手袋を着用するようにします。

④ ロビー、休憩スペース

- 対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促すようにし、注意喚起の張り紙等を掲示します。
- 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行います。
- 常時換気に努めます。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
- 出演者、スタッフが使用する際も、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を

励行します。

- ・人ととの距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう努めます。

⑤ 会議室、稽古スペース、展示スペース等

- ・常時換気に努めます。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に、会場と協議の上入場制限等を実施します。

⑥ 楽屋、控室

- ・常時換気とします。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。

⑦ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、開場前に清掃・消毒を行うように会場に要請します。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示するよう、会場に要請します。
- ・個人のハンカチ等を使うように掲示を徹底してもらうように会場に要請します。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないように表示します。
- ・劇場等トイレの混雑が予想される施設の場合、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するように会場に要請します。また、館内放送等で、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促します。

（3）スタッフ向け感染防止策

- ・誘導、チケット窓口等、運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫することとします。
- ・マスク着用や手指消毒を徹底します。
- ・事前に自宅等での検温を励行し、37.5°C以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応とします。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・施設に入る際にも、できる限り検温を奨励します。
- ・出演者、スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

（4）周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報します。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

5 その他、検討すべき具体的な対策

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討します。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - 入場待機列の設置
 - 日時や座席の指定予約による人数調整
 - 大人数での来館の制限 等
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討します。
- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討します。

(2) 来場者の把握

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めます。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることをホームページ等で、事前に周知します。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースをホームページ等で事前に周知します。

(3) 出演者、スタッフの把握

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成します。こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知します。
- ・本方針及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ります。

＜公演当日の対策＞

（1）周知・広報

感染予防のため、会場と協力の上、来場者に対し以下について周知します。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

（2）来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請します。
 - ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ④ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行います。
 - ・入待ちは控えるよう呼び掛けをいたします。
 - ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるよう工夫します。
 - ・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けをします。

（3）公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めます。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とします。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等）を行います。
- ・公演中の来場者同士の接触はできる限り控えていただくよう周知します。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は行わないようにします。

- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めます。

（4）出演者、スタッフの感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数とします。
- ・ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするように申し合わせます。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 出演者、スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握します。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるように努めます。また、公演前後の手指消毒を徹底します。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やカップを使用するようにします。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するよう努めます。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めます。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようします。

（5）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに他所へ隔離を行います。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けることを徹底します。

（6）来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行います。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けます。

＜公演後の対策＞

- ・ 公演ごとの来場者の氏名及び緊急連絡先名簿は、感染者発生時に備えて2週間以上保存します。

- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じます。

※本書は令和2年8月1日付発信書を加筆修正したものです。